

【 GLOBALGAP バージョン 5.2 】 5.1 からの変更箇所 仮訳版

2019 年 2 月 1 日発行

2019 年 8 月 1 日～変更版が義務となる

AF :

No.	管理点	適合基準	レベル	V5.2 での修正/変更の詳細
AF17	不適合品			管理点新規追加
AF-17.1	生産者は不適合品についての文書化された手順がありますか？そしてそれは実行されましたか？	すべての不適合品を明確に識別し、必要に応じて隔離することを明記した文書化された手順がある。 不適合品は、性質、問題、および/または特定の顧客の要求に応じて処理または廃棄されるものとしします。	上位	管理点新規追加

CB :

No.	管理点	適合基準	レベル	V5.2 での修正/変更の詳細
CB5.3.4	リスク評価(CB.5.3.2)と現行の業界基準に従い、水質検査機関での分析では化学的・物理的汚染について考慮していますか。また検査機関は水質検査について ISO17025 認定、または所轄当局(国や地方の機関)の認可を受けていますか。	リスク評価と現行の業界基準によって汚染のリスクがあるとされた場合は、検査機関での分析によって化学的、物理的汚染物質について特定した記録があること。 分析結果は、ISO17025 または同等の基準による認定、もしくは水質検査についての所轄当局(国や地方の機関)の認可を受けた検査機関のものであること。花卉と観賞用植物については適用除外。	下位	所轄当局についての説明が追加。 厚生労働省の認可機関または保健所などでも OK。

FV :

No.	管理点	適合基準	レベル	V5.2 での修正/変更の詳細
FV4.1.4	分析機関による水質検査は、FV4.1.1 のリスク評価、および業界の定める現行の基準に従って、微生物汚染に関する項目を網羅していますか。その分析機関は、水質検査に関する ISO17025 の認定、もしくは所轄当局（ 国や地方の機関 ）の認可を得ていますか。	ISO17025 認定または同等の規格によって認められ、微生物分析を実施する力量を備えた適切な機関が水質分析を行っている。もしくは、水質検査に関する所轄当局（ 国や地方の機関 ）の認可を受けた機関である。適用除外禁止。	下位	所轄当局についての説明が追加。 厚生労働省の認可機関または保健所などでも OK。
FV5.1.1	収穫、農場を出るまでと 出たあとの 輸送、選果も含む収穫後の作業に関する衛生リスク評価を行なっていますか。	生産物と生産プロセスにあわせて、物理的、化学的（ アレルギーを含む ）、微生物的汚染要因、人体からの分泌物（例；吐しゃ物、出血）、ヒトの伝染病についてのリスク評価を文書化している。その中で、生産者が行う収穫と選果の全作業、および作業員、作業員の所持品、機器、衣服、包装資材、 輸送（運搬）車両 および生産物の保管（農場内での一時保管も含む）について網羅していなければなりません。 この衛生リスク評価は農場、作物、そして事業の技術水準に見合ったもので、リスクに変化があるたび、および最低年 1 回見直しをしなければなりません。適用除外禁止。	上位	リスク評価に農場を出た後の衛生が追加。 リスク評価に追加しなければならない。
FV5.2.6	リスクに応じて、 収穫物および/または包装された製品 を農場内で運搬する車両、その他積み込み用機器を清潔にし、維持管理していますか。	収穫物および/または包装された製品 の積み込みや農場内での運搬に使用する車両の清掃と維持管理を行って、収穫物への汚染（たとえば土、埃、有機質肥料、こぼれた液体などからの汚染）を防止している。	上位	検討対象の収穫物には包装済み製品を含むことが追加。

No.	管理点	適合基準	レベル	V5.2 での修正/変更の詳細
FV5.7.2	洗淨水を循環させて生産物の最終洗淨を行なっている場合、この水を濾過しており、pH、消毒剤の濃度と処理レベルを定期的にモニターしていますか。	洗淨水を循環させて生産物の最終洗淨(製品に対する最後の洗淨)を行なっている場合、この水を濾過し、消毒し、pH、消毒剤の濃度と処理レベルを定期的にモニターしている。記録をつけている。固形物および浮遊物の効果的な濾過装置を必ずつけ、使用率と水量に従った定期的な洗淨スケジュールを決めて文書化している。フィルターの自動逆洗や、消毒剤の自動注入量の変更を記録することができない場合は、手順/方針の中でこのプロセスについて説明していなければならない。	上位	「最終洗淨」に対する説明追記
FV5.9	ラベル表示			管理点新規追加
FV5.9.1	生産物を包装する場合、生産物を実際に売る国で定められている食品規制や顧客の要求(納品規格)に従ったラベル表示を行っているか？	最終包装を行う場合、製品のラベル表示は販売予定の国の該当する食品規制や顧客の要求(納品規格)に従ったものとします。	上位	管理点新規追加
FV5.9.2	リスク分析の結果、食品アレルギーの原因物質(アレルゲン)の交叉汚染リスクが示された場合、その旨を(アレルゲンリスクが示された製品に)ラベルで明示しているか？	リスク分析の結果、交叉汚染リスクが示された場合、製品には生産国(と輸出先)の法律に従って当該食品アレルゲンに関する表示がなされる。アレルゲン(を含む生産物と他の生産物)が同じ生産ラインで包装されたり、同じ装置を使って包装されていた場合、交叉汚染リスクが懸念される。収穫機械、包装機械、防護用具等も(リスクとして)考慮しなければならない。	上位	管理点新規追加